○農林水産省告示第千九百九十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和二年十月十六日

農林水産大臣　野上浩太郎

一　保安林の所在場所　長野県上田市真田町傍陽字横通二二三〇の一、二二三一の一

二　指定の目的　土砂の崩壊の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

１　主伐は、択伐による。

２　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

３　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県庁及び上田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千九百九十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和二年十月十六日

農林水産大臣　野上浩太郎

一　保安林の所在場所　長野県上水内郡小川村大字稲丘字冨吉五一〇の一、五一七、五一八の一、五一八の二、字柏鉢五三三から五三六まで、五三七の一、五三八の一、六八一から六八五まで

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

１　主伐は、択伐による。

２　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

３　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県庁及び小川村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千九百九十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和二年十月十六日

農林水産大臣　野上浩太郎

一　保安林の所在場所　長野県下伊那郡大鹿村大字鹿塩三八八〇の一、三八八〇の一地先（次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

１　主伐は、択伐による。

２　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

３　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県庁及び大鹿村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千九百九十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和二年十月十六日

農林水産大臣　野上浩太郎

一　㈠　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　宮城県牡鹿郡女川町（次の図に示す部分に限る。）

㈡　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

㈢　変更後の指定施業要件

１　立木の伐採の方法

(1)　主伐は、択伐による。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

２　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

二　㈠　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　宮城県牡鹿郡女川町（次の図に示す部分に限る。）

㈡　保安林として指定された目的　土砂の崩壊の防備

㈢　変更後の指定施業要件

１　立木の伐採の方法

(1)　主伐は、択伐による。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

２　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

１　主伐に係る伐採種は、定めない。

２　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

３　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を青森県庁及び南部町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千九百九十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和二年十月十六日

農林水産大臣　野上浩太郎

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　青森県三戸郡南部町大字沖田面字下天狗一〇四の一二、一〇四の一七

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

１　主伐に係る伐採種は、定めない。

２　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

３　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を青森県庁及び南部町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千九百九十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和二年十月十六日

農林水産大臣　野上浩太郎

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　青森県三戸郡三戸町大字蛇沼字朴沢一四三の一

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

１　主伐に係る伐採種は、定めない。

２　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

３　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を青森県庁及び三戸町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千九百九十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和二年十月十六日

農林水産大臣　野上浩太郎

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　青森県三戸郡三戸町大字蛇沼字上横沢一〇七の一、一二三の一、一二三の三

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

１　主伐に係る伐採種は、定めない。

２　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

３　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を青森県庁及び三戸町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○経済産業省告示第二百号

中小企業支援法（昭和三十八年法律第百四十七号）第十一条第一項の規定に基づき、令和二年十月一日付けをもって左記の者を中小企業診断士として登録したので、中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則（平成十二年通商産業省令第百九十二号）第十七条の規定に基づき、公示する。

令和二年十月十六日

経済産業大臣　梶山　弘志

登録番号	氏名	登録番号	氏名
420595	中島　要	420596	廣瀬　健一
420597	牧　智弘	420598	池田　驛介
420599	石井　正樹	420600	永藤　一博
420601	大林　保友	420602	加茂　和也
420603	西崎　隆英	420604	谷川　恭嗣